

第2回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年7月30日(水)午後4時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第2回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年7月30日(水) 16時00分
2. 閉会時間 平成26年7月30日(水) 16時30分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 30名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願いについて
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 農業用施設届について
 - 報告第3号 耕作台帳登載申請について

午後4時00分開始

議長

只今より、第2回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立して

おります。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・・市の・・・・さん、譲受人は、・・・町の・・・・さんです。畑1筆1, 213平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は9, 200平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック3台、キャリー1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・・さん、譲受人は、子の・・・・さん、畑1筆442平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は18, 381平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・番・・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で35年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、大根、人参を作付し、通作距離は車で2分ということです。

今回の申請は、兄から弟へ贈与するということで何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続きまして、2番について・・・・番・・・・委員をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番について、譲受人は、農家で33年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ほうれん草、すいか、かぼちゃを作付し、通作距離は徒歩で5分

ということです。

今回の申請は、母から子へ贈与するという事で何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番及び2番の所有権移転は許可することに決定します。次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可処分取消願の1番ですが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

当初計画者は、・・・の・・・さんで、平成26年5月20日付け長崎県指令26農地活第・・・号で太陽光発電施設の設置として許可がされていましたが、申請地は市街地になりつつある区域で、今後、固定資産税の宅地並み課税や造成費等の負担により、太陽光発電の利益が見込めないため、取り消したいとの申請です。

その後、・・・町の株式会社・・・代表取締役・・・さんより、申請地700平方メートルを借り受け、木造平屋建て賃貸住宅81.97平方メートルを4棟、木造2階建賃貸住宅51.98平方メートルを1棟、建築したいとの申し出があり、今回、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番で新たに申請しております。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

雨水は道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番 許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

並びに、第4号議案の2番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条の規定による 許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

また、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番については 許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の申請人は・・の・・・・・さん、申請地600平方メートルに、木造平屋

建て住宅205.20平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番 ・ ・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は、・・・の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は申請人所有の農地となっております。

雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽及び溜桝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条の許可申請について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の使用貸人は・・・・町の・・・・さん、

使用借人は妻の・・・・・・さんです。

申請地2筆590平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（220.74平方メートル、27.50kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番 ・ ・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は、・・町の一角にあり、北側及び東側は雑種地、南側は里道を挟み宅地及び境内地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・町の・・・さんです。

申請地1筆280平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅106.17平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、島原鉄道・・・駅から概ね300メートル以内にあることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は水路挟み道路、西側は道路となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を経由して道路側溝へ污水及び生活雑排水は合併浄化槽及び溜柵を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の株式会社・・・代表取締役・・・さんです。

申請地1筆354平方メートルを譲り受け、露天資材置き場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番 ・ ・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側、南側及び西側は道路、東側は宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地464平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和61年月日不詳頃より、宅地の一部として使用しているとのことです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番 ・ ・

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について、報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の農地、東側及び西側は宅地、南側は道路となっております。

現状を見ますと、20年以上前から宅地として利用されているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、6ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	10筆	9,624.67㎡
耕作権の再設定	4件	9筆	8,445.00㎡
合計	10件	19筆	18,069.67㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、8ページに記載のとおりで、7件10筆13,043㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は6月総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出がありました。

については、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

受け手の1番は、・・・町の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は25,502㎡、農機具はトラクター2台、トラック3台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また農業従事者は本人・妻・子・父の4名で、主に人参等を作付されています。

受け手2番は、・・町の・・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は13,514㎡、農機具はトラクター1台、トラック2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また農業従事者は本人・妻・子・子の妻の4名で、主に人参等を作付されています。

受け手3番は、・・・・町の農業生産法人の(有)・・・・代表取締役・・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は49,157.59㎡で主に菊・ネギ等を作付されており、農業生産法人の要件を満たしております。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集10ページをご覧ください。

合意解約通知書については、1件 2筆 2,691㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、農業用施設届については、同じく議案集10ページで、1件 1筆 282.00㎡を耕作人所有の隣接農地への農業用施設道路として使用したいとの届けがありました。

次に、報告第3号、耕作台帳登載申請については、同じく議案集10ページで、島原市・・町・・・・番 1件 1筆 3,995.00㎡で登記地目、現況は山林となっていますが、農地(畑)として登載していただきたいとの届け出です。

・・委員及び・・委員に現地を確認していただいたところ、現状耕運されており、畑かん施設も完備され、いつでも作付けできる農地(畑)になっているとの報告を受けました。

つきましては、農家台帳に農地として登載してよろしいでしょうか。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第2回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第2回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分